

### <係留施設使用上の注意事項等>

係留施設の使用に際しては、この注意事項の他、海南省係留施設管理条例（以後、「条例」という。）、同施行規則、施設の募集要項及びその他関係法令を遵守し、適正に管理願います。違反した場合、使用許可を取り消す場合があります。

#### （使用許可）

- 1 使用許可は、年度単位（4月1日～3月31日）で行う。年度ごとに更新許可申請を行うこと。
- 2 係留場所は、艇の大きさ等を勘案して施設管理者が指定する。また、事情変更等により許可期間内であっても、係留場所の変更を指示する場合がある。
- 3 使用者には許可証を交付するので、許可船舶前面の視認しやすい箇所に設置すること。
- 4 使用者は、施設の使用を終了したとき、または許可を取り消されたときは、直ちに施設を現状に回復し、退去しなければならない。
- 5 使用許可に伴い発生した艇の権利及び義務は、第三者に対し、有償・無償を問わず貸与、譲渡又は担保等に供してはならない。
- 6 施設の使用許可申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は速やかに施設管理者に届出しなければならない。また、使用許可を受けた艇の変更は、艇の大きさ等の関係で変更できない場合があるため、事前に施設管理者に届け出ること。
- 7 使用許可を受けた艇の所有者の変更は、それをもって使用を取りやめたものとみなす。但し、共同所有者の変更（変更後の共同所有の代表者が許可当初からの共同所有者に限ります。）、相続、法人の合併・解散により権利義務が承継された場合（変更後の共同所有者、当該相続権を行使する相続人又は法人の艇管理者が小型船舶操縦士免状1級又は2級を取得している場合に限ります。）はこの限りでない。
- 8 施設の使用許可は、プレジャーボートを係留する為の設備の使用許可であり、プレジャーボートの保管は行わない。
- 9 許可期間満了前に使用を取りやめる場合は、速やかに施設使用辞退届を提出すること。

#### （使用料）

- 1 許可を受けた施設の使用に係る使用料は、市が発行する納付書に記載する納付期限までに全額納付しなければならない。なお、条例の改正により使用料の額が改正されたときは、その改正後の使用料の額とする。
- 2 使用料は原則として、許可期間分を一括して使用前に納入しなければならない。当該施設の使用料については、船舶検査証書に記載されている船舶の長さにより算定する。
- 3 納付期限内に使用料を納入されない場合は、使用許可を取消し又は撤回する場合がある。

#### （船舶等の自己管理・自己責任）

- 1 艇の係留、管理及び航行に関する安全確保については、使用者の自己責任・自己管理による。
- 2 艇の管理は、使用者の責任で行うこと。また、台風等災害が予想されるときは、係船ロープの増し締めを行うなど、十分注意すること。
- 3 原則として気象又は海象条件の連絡は行わないため、使用者の責任により気象情報等を収集し、波浪等により係留された船舶に被害が及ぶことが予測されるときは、許可を受けた者の責任と負担により所有する船舶の安全措置を講じること。
- 4 施設内での盗難及び接触、災害等による被害については、使用者の自己責任となるため、損害賠償責任等の保険に加入するなど、十分な艇の管理を行うこと。
- 5 許可艇が暴風・豪雨・地震・地滑り・落盤その他の自然現象、騒乱・暴動その他人為的な現象などの不可抗力、遭難、衝突、その他人災、火災、盗難、いたずらにより損害が生じた場合、管理者はその責任を負わない。また、許可艇が、第三者に損害を与えたときは、使用許可を受けた者が自己の責任と経費で解決すること。

- 6 駐車場内での事故や、暴風・豪雨・地震・地滑り・落盤その他の自然現象、騒乱・暴動その他人為的な現象などの不可抗力、遭難、衝突、その他人災、火災、盗難、いたずらにより損害が生じた場合、管理者はその責任を負わない。また、第三者に損害を与えた時は、使用許可を受けた者が自己の責任と経費で解決すること。なお、駐車場を適正に利用しないときは、係留施設使用許可を取り消す場合があります。
- 7 使用者が施設を損傷した場合は、速やかに施設管理者に届け出てその指示に従うこと。施設を汚損、損傷、または滅失させた者はこれを現状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。
- 8 施設の維持管理等のため、施設の改修工事や浚渫等の工事を行う場合に船舶の移動等を指示する場合がありますが、船舶の移動等に伴う費用は使用者の自己負担とします。

(施設管理者による管理行為)

- 1 施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所及び船舶に立ち入り、事故防止措置、応急措置及び施設の点検等の作業を行う場合があります。
- 2 施設の管理上必要がある場合は、使用を許可した係留施設を変更したり、臨時的に艇を移動するなど管理者の指示に従うこと。
- 3 港湾の維持管理、その他公益上必要と認めるときは、直ちに係留を中止するよう命令することがある。
- 4 施設の維持管理のため、浚渫等の工事を行う場合がありますが、その際は管理者等の指示（移動等）に速やかに従うこと。なお、移動に伴う費用は自己負担とします。
- 5 その他、管理者の指示に従わなければならない。
- 6 管理者の指示に従わないときは、海南市により移動、撤去、処分等を代執行することがある。その際、代執行処分に対し異議を申し立てない。また、代執行に伴い費用が生じたときは、その費用を使用者が速やかに海南市に納付するものとする。

(遵守事項等)

- 1 船舶については、あらかじめ定められた適正な位置に係留すること。適正な係留状態でないと認められる場合は、管理者の係留指導に従わなければならない。また、この指導に従わないときは、許可を取消又は撤回する場合がある。
- 2 使用許可を受けた艇は、小型船舶検査による安全備品の他、所定の安全備品を必ず備えること。
- 3 船舶の係留・施設内の利用にあたっては、他人に迷惑をかけないなど、マナーを守り、環境美化に努めること。（施設内へ私物を置く行為もやめてください）
- 4 本施設内又は海上において事故が発生した場合は、海上保安部署等に連絡すること。
- 5 航行時には、荷役業者の業務の妨げにならぬよう配慮すること。
- 6 駐車場は、混雑時等利用できない場合がある。また、周辺道路が交通規制の対象となる場合があるので留意すること。
- 7 決められた駐車位置以外（道路等）に車両を駐車しないこと。また、夜間及び早朝の車及び艇の出し入れ、エンジンの暖機運転、空ぶかし等は、近隣住民の迷惑となるため、十分配慮すること。
- 8 係留施設への進入道路の通行にあたっては、荷役業者等の港湾道路の利用者の業務の妨げとならぬよう配慮すること。
- 9 係留施設の入退場にあたっては、その都度、門を施錠すること。なお、門の鍵については管理上の必要に応じ変更する。

(禁止事項等)

- 1 施設内において、次の行為は禁止とする。
  - ① 遊泳をし、または漁労をすること。
  - ② 火気を使用する事。
  - ③ 廃棄物や一般ゴミ等を施設内や海にを放置し、または捨てること。

- ④ 駐車場及び係留施設内において排泄行為等を行うこと。
- ⑤ ガソリン・プロパンガスその他の危険物を放置し、または蔵置すること。
- ⑥ 無謀な操縦をすること。
- ⑦ 許可艇以外の船舶を係留すること。
- ⑧ 施設への工作物設置等の改造行為及び施設内で艇の修理すること。
- ⑨ 駐車場を車庫代わりに使用することや、自動車等を長期間放置すること。
- ⑩ その他施設の管理上支障があると認める行為。

2 次のいずれかに該当する者に対しては、施設への入場を拒絶、または施設からの退場を命じます。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者。
- ② 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑になるおそれがある者。
- ③ 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者。
- ④ 施設を汚損し、損傷し、または滅失させるおそれがある者。
- ⑤ その他施設の管理上支障があると認められる行為をした者。